

## 支援事業・制度の概要

分野	①産業振興
活用する場面	VIIIその他
事業・制度の名称	新技術・地域資源開発補助事業
趣旨	地域における投資や雇用の創出を図ることを目的に、企業等の新技術・地域資源を活用した新商品開発等に対し市町が支援を行う場合に(財)地域総合整備財団が当該市町へ補助を行う事業
実施主体	市町(市町を経由して企業等へ補助)
支援対象事業	①新技術開発補助 企業等が新たな技術を用いて、新規性のある商品等の開発を行う研究開発経費等 ②地域資源開発補助 企業等が地域資源を活用して、地域特産品となる商品開発を行う研究開発経費等
採択要件、補助要件	補助対象経費 補助対象事業に必要な謝金、旅費、原材料費、機械装置費、工具器具費、委託費、技術指導費、産業財産権導入費、会議事務費、人件費
補助率、補助限度額等	補助率・補助限度額 ・新技術開発補助金 補助対象経費の2/3(※)の額で1,000万円以内 ・地域資源開発補助金 補助対象経費の2/3(※)の額で300万円以内 ※ただし、事業が地域力創造推進地域、過疎地域、離島地域において行われる場合は、10/10
採択枠、募集方法、採択スケジュール等	採択件数 15件程度 申込先 各市町担当課 申請締切 例年2月
最近の実績	平成21年度 採択なし 平成22年度 採択なし 平成23年度 採択なし 平成24年度 西条市
県の担当窓口	地域政策課地域づくり支援グループ TEL:089-912-2261 FAX:089-912-2969 E-mail:chiikiseisak@pref.ehime.jp
関係省庁、団体等	財団法人 地域総合整備財団
関係URL	<a href="http://www.furusato-zaidan.or.jp/shinbunya/">http://www.furusato-zaidan.or.jp/shinbunya/</a>